

借上げ復興住宅の入居者の
生命・健康とコミュニティを守るため
戸別借りによる入居継続を求めます

神戸市長 久元喜造 殿

神戸市は、阪神・淡路大震災の被災者向けに都市再生機構（UR）から借り上げた復興住宅である「キャナルタウンウェスト1～3号棟」（神戸市兵庫区駅前通）の被災入居者に対し、住居の明渡しと損害賠償を求める訴訟を提起しました。

被災した入居者の「住まい」には、様々な日常生活の「コミュニティ」が接着しています。震災によって、避難所や仮設住宅からの転居を繰り返し、「コミュニティ」が断絶されてきた復興住宅に居住する被災入居者の「住まい」は、「命綱」に等しいものです。

神戸市の提訴は、本来、最も被災自治体が保護しなければならない「被災者のコミュニティ」を捨てるように迫り、被災入居者の生命・健康を脅かし、最悪の場合、十数年前に、神戸市をはじめ、阪神・淡路大震災の被災自治体が直面したように、「認知症」や「孤独死」を発生させるおそれがあります。

市民の生命・健康を保持するのが自治体の使命です。神戸市が、被災入居者らの居室のみを借りる戸別借りを行えば、「多額の税金」を投入することなく、被災入居者の生命・健康は確保され、問題は解決します。

私たちは、神戸市が、借上げ復興住宅の入居継続を希望する入居者に対し、戸別借りによる継続入居を認めるよう強く求めます。

氏名	住所

* 個人情報は署名集約団体において適切に管理し、署名提出以外の目的には使用しません。

署名集約者

弁護士 津久井進（一人ひとりが大事にされる災害復興法をつくる会 共同代表）

〒662-0832 兵庫県西宮市甲風園1-8-1 ゆとり生活館AMIS5階
弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所内 電話0798-68-3161

集約単位 [借上復興住宅弁護団]